

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和8年  
5月19日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
道路の区域の変更(道路整備課).....
- 公告  
家畜商講習会の開催(ぶちうまやまぐち推進課).....
- 公安委規則  
聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則.....
- 公安委規則  
山口県道路交通規則の一部を改正する規則.....
- 公安委規則  
山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程.....
- 公安委告示  
警備員指導教育責任者講習の実施.....

### 山口県告示第二百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年五月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年五月十九日

道路の種類 県道

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名 伊陸大島港線  
道路の区域

| 区 間                                    | 新          | 旧          | 旧新別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延<br>長<br>(メートル) | 備<br>考        |
|--|------------|------------|-----|-----------------|------------------|---------------|
| 柳井市神代字辻轄一五四〇の三地先から同市神代字釜田四七五四の一 địa先まで | 最狭<br>四三・八 | 最狭<br>二一・七 | 新   | 最狭<br>二一・七      | 二五三・〇            | 道路改良工事の完了による。 |
|  | 一三三・〇      | 二一・七       | 旧   | 最狭<br>二一・七      | 二五三・〇            |               |

### (二五二) 家畜商講習会の開催

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催します。

令和八年五月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 講習の対象となる者  
家畜の取引の事業を営むため、家畜商の免許を受けようとする者
- 二 講習会の日時及び場所  
(一) 日時 令和八年七月二十八日(火曜日)及び同月二十九日(水曜日)の午前九時から午後五時まで  
(二) 場所 防府市牟礼一〇三一八 山口県農林総合技術センター 農大教育棟第二教室
- 三 講習の科目及び時間

| 科              | 目 | 時 間 |
|----------------|---|-----|
| 家畜の取引に関する法令    |   | 四   |
| 家畜の品種及び特徴      |   | 四   |
| 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 |   | 六   |

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講願書に家畜商講習会受講手数料三千四百八十円に相当する山口県収入証紙及び写真(縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル)とし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)を貼って、県内に居住する者にあつてはその者の住所を所管する農林水産事務所又は農林事務所の畜産部に、県外に居住する者にあつては山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―一)山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課に提出すること。

五 受講願書の提出期限

令和八年六月二十三日(火曜日)

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課(電話〇八三―九三三―三五五六)又は最寄りの農林水産事務所若しくは農林事務所の畜産部にすること。



聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第六号

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成七年山口県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十四条第三項後段」を「第十四条第四項後段」に改める。

附則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第七号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則(昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「及び山口県山口南警察署」を「、山口県山口南警察署及び山口県萩警察署」に改め、同条第六項中「及び山口県山口南警察署長」を「、山口県山口南警察署長及び山口県萩警察署長」に改める。

第七条の七中「を公安委員会の掲示板上に掲示すること」を削る。

附則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

山口県公安委員会規程第三号

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年五月十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程(昭和三十二年山口県公安委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表個数の欄中「二七」を「二六」に改め、同表保管者の欄中「九個」を「一一個」

に、「山口県岩国警察署」を「山口県萩警察署」に改め、「山口県山口警察署阿東幹部交番所長」を削る。

附則

この規程は、令和八年五月二十一日から施行する。

山口県公安委員会告示第十一号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第

一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和八年五月十九日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習（法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）

令和八年七月六日（月曜日）から同月十日（金曜日）までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月十三日（月曜日）の午前九時から午後六時二十分まで  
イ 追加取得講習（講習規則第六條第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。）

令和八年七月九日（木曜日）及び同月十日（金曜日）の午前九時から午後五時三十分まで並びに同月十三日（月曜日）の午前九時から午後五時十五分まで  
(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）

(三) 講習を行う警備業務の区分  
法第二條第一項第一号に規定する業務（以下「第一号警備業務」という。）  
(四) 受講者の定員 三十人

二 講習対象者  
(一) 新規取得講習  
次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第一号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者  
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの  
エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和

六十一年公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に合格した者  
オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第一号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のイからオまでのいずれかに該当する者  
三 受講申込書の受付期間  
令和八年六月一日（月曜日）から同月五日（金曜日）まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号によること。）

(二) 二の(一)のイに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第一号警備業務の従事期間に関する証明書（以下「第一号警備業務従事証明書」という。）、二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第一号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第一号警備業務従事証明書

(三) 写真（縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。）

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し（新規取得講習を受講しようとする者を除く。）

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては四万七千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては二万三千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。

令和八年五月十九日印刷  
令和八年五月十九日発行

発行人所

山口県知事